

(平成24年9月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から57年3月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から57年3月まで  
② 昭和58年1月から平成元年3月まで

社会保険事務所（当時）に年金相談に行った際、申立期間①及び②は申請免除の記録となっていると言われたが、申立期間当時、自宅へ集金に来ていたA金融機関B支所の職員に納付書とともに保険料を渡し、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してもらっていた。当該期間も納付していると思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫に係る国民年金被保険者台帳並びにC市の申立人及びその夫に係る国民年金被保険者名簿では、申立期間①及び②は、いずれも申請免除期間とされているが、オンライン記録では、申立人の夫のみ、申立期間①に係る期間及び申立期間②のうち昭和58年1月から同年3月までの期間が、納付済みとされており、このことについて、D年金事務所では、「オンライン記録上、申立人の夫が追納した時期は確認できないが、国民年金被保険者台帳からオンライン記録への切換え後に追納されたものと考えられる。」としている。

また、申立人は、申立期間当時、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人及びその夫について、申立期間①及び②前後の期間における保険料の納付状況を見ると、昭和57年8月から同年12月までの保険料を、申立人及びその夫とも58年12月に過年度納付しているとともに、その後の保険料の納付日が確認できる期間についても、申立人及びその夫は、おおむね同一日に保険料を納付していることが確認できる

ことから、申立期間①及び②のうち、申立人の夫が納付済みとされている期間については、申立人もその夫と一緒に保険料を追納したものと考えられる。

一方、申立期間②のうち、昭和 58 年 4 月から平成元年 3 月までについては、申立人及びその夫に係る国民年金被保険者台帳並びに C 市の申立人及びその夫に係る国民年金被保険者名簿では、いずれも申請免除期間と記録されており、これらはオンライン記録と一致しているほか、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月までの期間及び 58 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月1日から同年11月1日まで

私は、昭和23年9月から62年9月まで、A社に勤務していたが、同社C工場から同社B工場へ転勤した頃の39年9月1日から同年11月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和39年9月1日にA社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和39年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かについて不明としているが、事業主が保存している、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和39年11月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和42年1月にA社に入社し、退職するまでB支店に継続して勤務していたにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険の被保険者期間に空白が生じているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の回答などから判断すると、申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる。さらに、同社は、当委員会への回答において、申立期間については、同社の事務処理ミスであった可能性があるとしていることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和42年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は

保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

総務大臣から平成23年9月27日付けで行われた申立人の年金記録の訂正は必要でないとする通知については、同日後に新たな事実が判明したことから、申立期間①については、当該通知によらず、申立人のA社における資格取得日に係る記録を5年5月25日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年5月25日から同年10月1日まで  
② 平成7年1月31日から同年9月1日まで

私は、昭和61年にB社に入社し、平成5年5月、同社が有限会社から株式会社が変わったが、勤務形態等に変更は無く、7年8月まで継続して勤務していた。しかし、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①における厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、A社の商業登記簿謄本及び同僚の供述から、申立人が、同社に勤務していたことが推認できるものの、オンライン記録によると、B社及びA社は、申立期間①において、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できること、申立期間①において厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる資料が見当たらないこと等から、既に、当委員会の決定に基づき平成23年9月27日付けで総務大臣から年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当該通知の後、同一事業所に係る別の申立てにおいて、同僚からA社が発行した平成5年分給与所得の源泉徴収票が提出され、この源泉徴収票により、申立期間①当時、当該同僚は、申立期間①直前の標準報酬月額に

見合う保険料額が給与から控除されていたと推認できることから、当該同僚と同様に申立人の給与からも厚生年金保険料が控除されていたと認められる。

また、オンライン記録によると、B社は、平成5年5月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり(商業登記簿謄本によると、5年5月24日に解散)、A社は、同年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間①は両事業所とも適用事業所ではないものの、商業登記簿謄本によれば、A社は昭和59年6月22日に設立され、平成5年5月24日にC社からA社に商号変更の登記がされていることが確認できること、及び同社の新規適用日である同年10月1日に被保険者資格を取得している19人(申立人を含む。)全員がB社の全喪日である同年5月25日に同社の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、A社は、申立期間①において被保険者となり得る従業員を雇用しており、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

さらに、申立人は、申立期間①当時、A社の取締役であったが、申立人は、「私は、D業務に従事し、社会保険事務等には関与していなかった。」としており、当時の経理担当取締役も、「申立人は、社会保険の業務には携わっておらず、社会保険の業務は事業主が直接、事務員に指示して行っていた。」と供述していることから、申立人は、申立期間①において、同社の社会保険事務に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断した結果、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間については、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成5年5月25日に訂正することが必要である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のB社における平成5年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①においてA社が適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、新たな事実が判明した等の事情変更は無く、このほかに保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年11月までの期間、46年2月及び同年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : ① 昭和43年1月から同年11月まで  
② 昭和46年2月及び同年3月

厚生年金保険に加入していた申立期間について、国民年金保険料を納付していた。年金事務所の記録では、昭和57年に当該保険料を還付されたことになっているが、私は連絡を受けたことも還付金を受け取った記憶も無いので、保険料を還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「納付書・領収証書」から、申立人が主張するとおり、申立期間①及び②については国民年金保険料が納付されていることが確認できるものの、当該期間は厚生年金保険加入期間であり、制度上、当該期間を国民年金保険料納付済期間とすることはできず、還付処理がなされた昭和57年には、当該保険料を充てることができる未納期間も無いことから、申立期間①及び②の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳には、申立期間①及び②に係る国民年金保険料が昭和57年7月から同年10月にかけて還付処理されたことが還付金額や還付決定日とともに明確に記載されている上、A町の申立人に係る国民年金被保険者名簿にも、申立期間①及び②に係る保険料が同時期に還付処理されたことが記載されており、これらの記載に不合理な点は無い。

このほか、申立人から聴取しても、国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月  
② 平成 15 年 12 月  
③ 平成 16 年 8 月  
④ 平成 16 年 12 月  
⑤ 平成 17 年 8 月

私は、平成 15 年 1 月から 17 年 10 月まで A 社に勤務していたが、この度、年金事務所から私の申立期間に係る賞与の記録が欠落している可能性があるとの手紙が届いた。私は、申立期間の賞与明細書は所持していないが、賞与をもらっていたので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る賞与明細書を所持していない上、A 社も申立人の申立期間に係る賃金台帳等の資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立人は、A 社に勤務していた当時の給与明細書の一部及び平成 15 年分から 17 年分までの給与所得の源泉徴収票を提出しているが、給与明細書の年間における合計額（一部、推計を含む。）と源泉徴収票に記載されている年間支給額とを比較するなどの方法により検証しても、申立期間における賞与及び厚生年金保険料の控除について推認することができない。

また、元同僚からは、「賞与が支給され、保険料が控除されていた。」、「（賞与ではなく）寸志としての少額支給であった。」、「賞与は支給されていなかった。」等の供述があり、A 社においては、賞与の支給及び保険料控除について、従業員全員に一律の取扱いを行っていなかった状況がうかが

われる上、申立人の申立期間に係る賞与の支給について、事業主は、「勤務していた期間が短かったので賞与を支給していなかったと思うし、仮に支給したとしても寸志である。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月  
② 平成 15 年 12 月  
③ 平成 16 年 8 月  
④ 平成 16 年 12 月  
⑤ 平成 17 年 8 月

私は、平成 15 年 5 月から 17 年 8 月まで A 社に勤務していたが、その間、夏と年末に 4 万円から 6 万円程度の賞与が支給されていたのに、国の年金記録に反映されていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る賞与明細書を所持していない上、A 社も申立人の申立期間に係る賃金台帳等の資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、元同僚からは、「賞与が支給され、保険料が控除されていた。」、「(賞与ではなく) 寸志としての少額支給であった。」、「賞与は支給されていなかった。」等の供述があり、A 社においては、賞与の支給及び保険料控除について、従業員全員に一律の取扱いを行っていなかった状況がうかがわれる上、申立人の申立期間に係る賞与の支給について、事業主は、「勤務していた期間が短かったので、賞与を支給していなかったと思うし、仮に支給したとしても寸志である。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A社でB職として勤務していたが、平成 21 年 10 月 30 日朝から翌日朝までの勤務予定であったところ、同年 10 月 30 日深夜に勤務を終え事務所に帰社した後、勤務できなくなり、そのまま解雇された。

平成 21 年 10 月 31 日までの在籍であるが、A社が同年 10 月 31 日を厚生年金保険被保険者資格喪失日として届け出たため、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 21 年 10 月 31 日の日計表及び申立人の供述から、申立人が申立期間に勤務していなかったことが確認できるものの、申立人は、同年 10 月 31 日までの在籍を主張し、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨申し立てている。

しかしながら、A社は、最後に勤務した平成 21 年 10 月 30 日を退職日として事務処理を行った旨回答している上、同社における給与からの厚生年金保険料控除の方式は翌月控除であるとしているところ、同社から提出された同年 10 月及び同年 11 月の賃金台帳によれば、同年 10 月 28 日支給の申立人の給与には厚生年金保険料額の記載があるが、同年 11 月 28 日支給の申立人の給与には厚生年金保険料額の記載は無いことから、申立人の同年 10 月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届には、申立人の被保険者資格喪失日は平成 21 年 10 月 31 日と記載されている上、申立人の雇用保険被保険者期間は 16 年 2 月 1 日から 21 年 10 月 30 日までとなっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2705 (事案 67、285、1663、2291 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年11月18日から26年7月31日まで  
② 昭和28年2月1日から30年7月31日まで

私は、昭和20年頃から28年1月まで、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険の記録が無い。当時、作業中に負傷したことから、4か月程度入院した後、事業主の妻や同僚に付き添われて通院していたため、本来の作業はできなかったが、仕事をしながら事業所内で生活し、治療代や生活費は事業主からもらっていたことを記憶しており、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。今回、負傷による障害年金(障害手当金)に係る裁定請求等に係る一連の資料を提出するので再度調査してほしい。

また、私は、昭和28年2月1日から30年7月31日までB社で働き、関連事業所であるC社から給与が出ていたので、厚生年金保険料も控除されていたはずである。同僚は、C社において厚生年金保険の加入記録があるのに、自分の記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、i) 申立人の説明によれば、申立人は、申立期間①直前に申立事業所において作業中に負傷したため、入院し、その後通院していたことから、本来の作業はできなかったとしており、雇用条件も異なっていたことが推認されること、ii) 申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料(給与明細書等)は無いこと、iii) 申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では健康保険番号に欠番は無く、申立期間①において申立人の名前も無い上、申立事業所は既に適用事業所ではなくなっており、事業主

及び申立人が記憶する同僚も既に死亡又は所在不明であること、iv) 申立人が一緒に勤務したと記憶する同僚についても、厚生年金保険の加入記録がある者と無い者が見受けられることから、申立事業所は全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった可能性がうかがわれることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 5 月 7 日付け、同年 10 月 17 日付け、22 年 11 月 11 日付け及び 23 年 11 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たに、申立事業所における負傷による障害年金（障害手当金）に係る裁定請求、審査請求及び再審査請求に係る一連の資料を提出しているが、当該資料からは、申立期間①当時、厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを推認することはできず、当該資料のみでは、委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認めることができない。

2 申立期間②については、申立人は、当初、申立事業所を B 社として、申立てを行ったが、i) B 社での申立人の同僚二人の厚生年金保険の記録について調査したところ、社会保険庁（当時）の記録から、申立期間②において B 社は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、当該同僚二人が厚生年金保険の被保険者である記録は見当たらないこと、ii) C 社での当該同僚二人の記録を氏名検索したところ、昭和 27 年 11 月 1 日から厚生年金保険の被保険者となっており、申立人の「同僚二人は B 社で厚生年金保険の被保険者であった。」という主張と矛盾していること、iii) B 社と名前が類似する事業所（2 社）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人及び当該同僚二人の名前は無いこと、iv) 申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料（給与明細書等）は無いことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 5 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 回目の申立てにおいて、申立人は、C 社の給与明細書を添えて同社を申立事業所とする申立てを行ったが、i) C 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険番号に欠番は無く、申立人の厚生年金保険の資格取得日が昭和 30 年 8 月 1 日となっており、申立期間②に係る加入記録は無い上、38 年 5 月 26 日に整理された名簿においても申立人の健康保険及び厚生年金保険の番号は変更されていないことから、申立期間②において別の番号が払い出されていたとは考え難いこと、ii) 申立人は、申立事業所名義の 2 月から 12 月までの給与明細書（何年の給与明細書かは不明）を提示しているが、そのうち 2 月から 8 月までの給与明細書の健康保険料欄には保険料控除額の記載が無い上、当該欄に保険料控除額の記載のある 9 月から 12 月までの給与明細書について、保険料控除額を健康保険料及び厚

生年金保険料の合計額と仮定してそれぞれの保険料を算出したところ、厚生年金保険の被保険者期間となっている30年8月の標準報酬月額から算出した金額と一致することから、当該給与明細書は申立期間②の後の時期の明細書であると考えるのが自然であることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

3回目の申立てにおいて、申立人は、C社の分工場であるB社（事業主は、D氏）で、住み込みでE氏と一緒に働いていたと主張するところ、i) E氏は、「私と申立人は、B社で一緒に勤務したが、私の記憶では、B社で勤務した期間は厚生年金保険に加入していなかった。厚生年金保険に加入したのは、別の場所にあったC社の工場に異動してからだと思う。」と供述していること、ii) B社の事業主であったとするD氏についても、申立期間②には厚生年金保険の加入記録が無く、申立人と同様にC社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、申立期間②当時、C社は、分工場で勤務していた者については、厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかった可能性がうかがわれることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年11月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

4回目の申立てにおいて、申立人は、平成22年11月11日付けの通知文の内容の一部が事実と異なるとして申立てを行ったが、通知内容に誤りは無く、委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、23年11月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「C社から給与の支払を受け、厚生年金保険料も控除されていたはずである。」と申し立てているが、申立人から新たな資料の提出は無く、従来の主張を繰り返しているのみで、委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認めることができない。

- 3 このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2706 (事案 1493、1982、2315 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月 4 日から 57 年 1 月 3 日まで

前回の申立てに係る第三者委員会の通知を受け取ったが、委員会の判断の理由として記載されている同僚の供述は、社会保険の加入手続の遅れを証言しているだけで、給与から厚生年金保険料を控除していないとは証言していない。

また、申立事業所の承継事業所は、「厚生年金保険の加入について、私を他の社員と区別していたかもしれない。」と回答しているが、事業所がこのような判断をしていることに納得できない。

領収書等の物的証拠は持っていないが、厚生年金保険料が給与から控除されていたから健康保険証を早くもらいたいと催促していたのだから、事業所は保険料を控除しており、社会保険への加入事務が遅れただけだと思われる。

私の申立てが認められないことに納得できないので、再度審議をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間については、申立人が申立事業所に勤務していたことは確認できるものの、i) 申立事業所の承継事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者ではなかったことが確認できること、ii) 申立人は、健康保険証をもらったのは、翌年(昭和 57 年 1 月)になってからだったと供述しているところ、同僚は、「事務担当者が申立人の健康保険の加入手続を忘れていたようで、申立人の加入時期は、入社後しばらくしてか

らになったことは覚えている。」と供述していること、iii) 申立事業所の承継事業所は、「社会保険に加入していない社員の給与から保険料を控除することはあり得ない。申立人は、事務処理のコンピューター化のために初めて採用した社員で、コンピューター関係の業務量や採算性を考慮しながら、様子を見ていた可能性があり、事務の補助業務を行っていた社員とは社会保険の加入について、区別していたかも知れない。」と回答しており、厚生年金保険の加入について他の社員とは異なる取扱いをしていた可能性がうかがえることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 8 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 申立期間に係る 2 回目の申立てについて、申立人は、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す新たな資料は無いが、同僚の供述内容は申立事業所と利害関係がある者であれば信憑性には疑義があること、及び申立事業所の回答内容からみて、申立事業所が届出を忘れていたという可能性が高いことから、保険料が申立人の給与から控除されていなかったという明確な供述が無い以上、申立ては認められるべきであるとして再申立てを行っている。

しかしながら、申立事業所の承継事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立期間において申立人は厚生年金保険被保険者ではなかったことが確認できるところ、申立人は健康保険証をもらったのは、申立期間直後の昭和 57 年 1 月であったと供述しているが、申立事業所の承継事業所の回答及び申立事業所とは利害関係が無いとする同僚の供述から、保険料が給与から控除されていなかったことをうかがわせる周辺事情が存在する一方で、申立人は保険料を給与から控除されていたと主張するのみで、保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 4 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 3 申立期間に係る 3 回目の申立てについて、申立人は、申立事業所の承継事業所の回答及び同僚の供述については社会通念として認められているが、「申立期間において、保険料は給与から引かれているのに保険証は無かった。」という主張及び申立人は昭和 56 年 8 月から法律上厚生年金保険に加入すべき状況であったことが周辺事情として認められていないことに納得できないとして、再申立てを行っている。

しかしながら、申立人が提出した申立事業所の当時の就業規則等から、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険料は給与から控除されるべき状況にあったことはうかがえるものの、これらの資料からは、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていた時期や保険料額等は具体的に確認でき

ない上、申立人は保険料を給与から控除されていたと主張するのみで、保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 12 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 4 今回、申立人は、i) 通知文に記述されている『申立人が申立期間の厚生年金保険料を控除されていたかどうかまでは覚えていないが、事務担当者が申立人の健康保険の加入手続を忘れていたようで、申立人の加入時期は、入社後しばらくしてからになったことは覚えている。』という同僚の供述は、手続の遅れを証言しているだけで、厚生年金保険料を給与から控除していなかったとは証言していない、ii) 通知文に記述されている『申立事業所の承継事業所は、「社会保険に加入していない社員の給与から保険料を控除することはあり得ない。申立人は、事務処理のコンピューター化のために初めて採用した社員で、コンピューター関係の業務量や採算性を考慮しながら、様子を見ていた可能性があり、事務の補助業務を行っていた社員とは社会保険の加入について、区別していたかも知れない。』と回答しており、厚生年金保険の加入について他の社員とは異なる取扱いをしていた可能性がうかがえる。』に関して、事業所が採算ベースにあるかどうかで、社員から厚生年金保険料を控除するかどうかを判断してよいのか、iii) 私は、社会保険料が給与から控除されていたことから、会社に健康保険証を早くもらえるように催促をしており、事業主が税金、保険料を後日徴収すれば、税務上、社会保険料上、困難を来すことから、誤っていたことを知っていながら、申立期間に保険料を差し引き、単に加入手続を忘れていたと思われる、と主張して再申立てを行っている。

しかしながら、申立人の当該主張のみでは、委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない上、今回、申立人からは保険料が給与から控除されていたことを示す新たな資料や周辺事情に関する供述は無く、そのほか委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。